

第 15 回

熊本県議会

道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成25年12月 3 日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 15 回 熊本県議会 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成25年12月3日（火曜日）

午後1時59分開議

午後3時16分閉会

本日の会議に付した事件

意見交換

・道州制について

出席委員（15人）

委員長 溝口 幸治

副委員長 池田 和貴

委員 前川 収

委員 大西 一史

委員 井手 順雄

委員 松田 三郎

委員 重村 栄

委員 田代 国広

委員 松岡 徹

委員 西 聖一

委員 淵上 陽一

委員 増永 慎一郎

委員 杉浦 康治

委員 前田 憲秀

委員 甲斐 正法

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

部長 岡村 範明

理事兼市町村・税務局長 檜木野 史貴

市町村行政課長 原 悟

市町村財政課長 高山 寿一郎

企画振興部

総括審議員兼政策審議監 内田 安弘

企画課長 小原 雅晶

参考人

熊本県町村会

会長 荒木 泰臣

副会長 河津 修司

事務局長 宮川 章二

熊本県町村議会議長会

会長 松尾 純久

副会長 毛利 美勝

副会長 岩田 重成

事務局長 古家 陽介

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 板橋 徳明

議事課主幹 左座 守

午後1時59分開議

○溝口幸治委員長 ただいまから第15回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

初めに、私のほうから御挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中に、町村会の荒木会長、河津副会長、宮川事務局長、そして町村議会議長会の松尾会長、毛利副会長、岩田副会長、古家事務局長を初め多くの皆様方に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本県議会では、道州制の議論が活発になり出した平成19年の6月に、この委員会を設置させていただきました。

ややもすると、我々の知事が道州制について積極的にいろいろなところで推進の立場で御発言をなさっておりますので、熊本県挙げて議会も一緒になって推進しているかのように県民の皆様方に映っているようですが、この委員会では推進でもなく反対でもな

く、きちっと地方の声に耳を傾けるという立場で、そして、もしも国が強引に押し進めようとする道州制であれば、そのときに地方の声をしっかり出していける、そういうスタンスを守りながら今日まで議論を進めてきたところでございます。

町村会、議長会の皆様方におかれましては、いろいろ疑問や不安をお持ちの声を我々もお聞きしているところでございます。きょうは、委員会の席も対等の立場で議論できるような配慮をさせていただいておりますので、忌憚のない御意見をお聞かせいただきながら、本委員会の今後の議論の参考にさせていただき、もしも国が拙速に進めようとするのであれば、そのときにはきちっと地方の声を国に伝えていけるような、そういう準備になるような委員会にさせていただきたいというふうに思っております。

短時間ではありますが、皆様方といい議論ができますことを心から祈念申し上げまして、委員長としての挨拶にかえさせていただきます。本日は、まことにお世話になります。

それでは、町村会の荒木会長より御挨拶をいただきたいと思います。

○荒木参考人 皆さん、こんにちは。

本日は、先生方にはお忙しい中、県議会の道州制問題等調査特別委員会ということで、溝口委員長を初め各委員の先生方にこのように意見交換の場をつくっていただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから我々町村の運営につきましては温かい御配慮をいただいておりますので、心から感謝を申し上げる次第でございます。

きょうは、私ども町村会は河津副会長と私、荒木2人が出席をいたしました。もう1人の副会長に芦北町の竹崎町長がおりますけれども、きょうは所用のためどうしても出席できないということでございますので、お断

りを申し上げたいというふうに思います。

私どもの町村、熊本県で申しますと、平成の合併以前は83町村ございました。しかし、現在は31町村になっております。全国で申しますと、平成の合併以前は2,600近くの町村がございましたけれども、現在では930と相当減少いたしております。寂しい限りでございますけれども、そういう合併を選択された自治体が多かったというような状況であります。

我々としては、地方分権というのが大分進んでいるというふうな認識をいたしておりますけれども、そのように平成の大合併、また公務員給与の問題等を考えますと、まだまだ地方分権というのは道半ばだなというふうに感じているところでございます。

そういう中で、道州制もいろいろと議論をされているところでございますが、私ども町村会におきましては、平成20年、24年、そして今年度というようなことで、町村長大会におきまして道州制については反対だということで、特別決議をいたしているところでございます。これは多数決ということではございませんで、全会一致ということで特別決議をいたしているところでございます。

先ほど溝口委員長のほうから、熊本県というのは、知事が道州制を言われておりますので、全国の中でも進んでいるというような認識もあるようでございます。そういうことから、関西、九州というのは、全国的には、道州制について認識が深まっている地域ではないかというような思いがあるようでございまして、そういうことから、ことしの5月末に九州の町村長が集まりまして、道州制について勉強会をし、最後には動議が出まして、道州制には反対という決議がなされたところでございます。九州地区においても、全会一致で道州制は反対ということでございました。

そういうことで、私たちは道州制については反対という立場をとっているところでござ

いますけれども、こういう意見交換の場をつくっていただきましたことを大変ありがたく思っておりますし、私たちのそういう立場、考え方を述べさせていただきたいと思いません。

きょうは議長会の松尾会長を初め副会長さん方もお見えでございますけれども、それぞれ議長会、町村会連携をとりながら、そしてまた、先生方の御意見を参考にしながら、今後の我々の活動の参考にしたいと思っております。

きょうは、このような機会をつくっていただきまして、まことにありがとうございます。

○溝口幸治委員長 ありがとうございます。

続きまして、熊本県町村議会議長会松尾会長より御挨拶をお願いいたします。

○松尾参考人 改めまして、こんにちは。

町村議会議長会の会長を6月より仰せつかっております、玉東町議会議長の松尾と申します。よろしくをお願いいたします。

今、荒木会長のほうからる御説明ありましたように、全く同意見であります。一応、挨拶文として持ってまいりましたので、挨拶方々御紹介にかえさせていただきたいと思えます。

きょうは議会の開会日ということで、県議会の皆様にはこの場を設けていただきまして、大変ありがとうございました。

先ほど荒木会長からもありましたが、地方分権の推進が叫ばれて久しい今日ではありますが、地方分権改革に関する課題は依然と多く残されていると思えます。地域が地域の実情に応じて、みずからの発想で特色を持ったまちづくりができるためには、さらなる地方分権改革を着実に推進する必要があるものと存じます。

その地方分権推進の議論の一つの流れの中で、道州制推進基本法案が与党において議論されているわけですが、私ども町村議会は、その法案の内容に対し強い危機感を抱かざるを得ません。町村会と同じく法案提出には、反対の立場をとっているわけでございます。

本日も、本会提出資料に、6月の理事会で決定し本県選出の国会議員の皆様方に送付をいたしましたところであります。

その意見書の一例、そして先月東京で行われました町村議会議長会全国大会での特別決議をお手元に配付しているところであります。

道州制導入に対する私どもの意見は、この資料のとおりでございますが、本日は溝口委員長以下特別委員会の委員の皆様方の御意見、また荒木会長を初め町村会の皆様方の御意見をお聞きしながら、我が熊本県における地方分権、道州制について改めて深く考えさせていただきよい機会と存じております。

本日は、どうぞよろしく申し上げます。

○溝口幸治委員長 ありがとうございます。

なお、本日の出席者の紹介につきましては、時間の都合もありますので、お手元の資料をもって紹介にかえさせていただきます。

それでは意見交換会に入ります前に、道州制に関する最近の動きについて、説明をお願いします。

○小原企画課長 企画課長の小原でございます。よろしくをお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

まず、お手元にお配りしております資料、委員会資料1ページをごらんください。

道州制に関する動きということで、平成18年からことし11月までの道州制に関する主な動きを記載しております。左側の欄が、政

府、全国などの動きでございます。右の欄が、九州、本県の動きでございます。

時間の都合上、ことしに入ってから動きを簡潔に説明いたします。

まず平成25年の1月でございますが、全国知事会が、平成19年に道州制についての基本的な原則などの考えを取りまとめた「道州制に関する基本的考え方」を更新し、取りまとめております。

次に3月の欄でございます。右側の欄でございますが、第11回の県議会道州制問題等調査特別委員会が開催され、それ以降、本日のこの第15回まで委員会が開催されております。

同じく3月に、県町村会の定期総会において道州制に反対する内容の特別決議が行われ、その下の欄ですが、翌4月には本県知事への要望が行われております。

次に、4月の左の欄でございます。自民、公明両党が「道州制推進基本法案」の国会提出で合意し、現在もこの法案についての議論が継続して行われている模様でございます。

同じく4月の左の欄ですが、全国町村議会議長会が道州制導入に反対することを内容とする「道州制導入に関する緊急声明」を公表されております。

次に、5月の左の欄には、地方六団体と自民党道州制推進本部との意見交換会が開催されております。

また5月の右の欄、九州においては九州地方知事会議が開催され、国に対し道州制の理念や具体的な将来像を明らかにすることを求める「分権型社会の確立に向けた取組について」という特別決議が行われております。

同じく5月には、九州地区町村長の道州制研修会及び臨時大会が開催され、道州制に反対する「道州制」に関する決議が行われております。

次に6月の右の欄、2つ目の白丸では、県町村議会議長会の臨時総会が開催され「道州

制導入反対に関する要請」文を県選出国會議員に送付されております。

次に7月、左の欄ですが、全国知事会議で道州制に関する議論が行われ、基本法案において道州制の必要性や理念などを明確にすることなどを求める「道州制の基本法案について」として、考え方が取りまとめられております。

これに基づき、その下の欄の8月には自民党道州制推進本部へ、さらに下の欄の9月には、新藤道州制担当大臣への要請活動が行われております。

その後9月には自民党から全国知事会に回答があり、それに対し10月には、下の欄ですが、法案に盛り込まれる内容が不十分などとした書簡を、全国知事会が送付しております。

また同じく10月の欄には、全国市長会も、都市自治体においてもさまざまな懸念や意見があるため、メリット、デメリットを明らかにした上で、広く国民の声を聞き十分な検討を行うべきなどとする「道州制の基本法案について」を自民党へ提出するなど、地方団体と自民党のやりとりが続いております。

次に一番下の欄でございますが、11月ですが、町村議会議長全国大会及び全国町村長大会が開催され、それぞれ道州制反対の特別決議が行われております。

そうした中、本県においては、9月の右の欄でございますが、県と熊本県町村会役員との意見交換を実施し、その中で道州制について意見交換を行っております。

道州制に関する主な動きについては、以上でございます。

○溝口幸治委員長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に入らせていただきます。どなたからでも構いませんので、挙手にて御発言をいただければと思います。

どなたか御発言はございませんか。会長さん方から何かございますか。

○荒木参考人 私ども町村会の考え方ということにつきまして、道州制は中央集権的な現状と東京の一極集中の是正、そして地方分権を一層進めるものということと言われております。

しかしながら、私ども町村会では、道州制は地方分権と言いながら新たな集権体制を生み出すものではないかというふうに考えております。

税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏への集中を招き、地域間格差は一層拡大し、加えて道州における中心部と周辺部の格差も広がりますし、道州と住民の距離が遠くなり、住民自治が埋没する懸念があるというふうに考えております。道州制における広域行政というのは、その地域の中で交流、人や物、お金の動きなどが活発に行えるところに広域化する効果があるというふうに考えておりますけれども、九州で見てくださいと、九州各県のそういう人、物、金の動きというのがどうなのかということございまして、首都圏あたりに比べればはるかに少なく、広域化する意味というのが少ないのではないかなというふうに考えているところでございます。

九州はちょうど、沖縄を除いて東京と人口がほぼ一緒というようなことございましてけれども、GDPといいますか、総生産額におきますと、九州は東京の半分ぐらいではないかというふうに思っておりますし、鉄道とか高速道路、空港、港湾、そういうのを比較しましても相当開きがございまして。そういう、いろんな社会基盤が整備された道州と九州というのは、なお一層の格差が広がっていくのではないかなというふうに心配をしているところでございます。

また、道州内でも県庁所在地が普通の都市

となれば、都市としての求心力が大きくそれがれますし、そういう都市とインフラの整った大都市との格差というのはさらに広がって、地域の核となっている都市が衰退すれば、周辺地域の衰退も招くのではないかというふうに心配をしております。財源等におきましても、道州や基礎自治体に財源を配分するというところでございますけれども、そういう格差がある道州の中で、地方交付税のような再配分するようなシステムというのもまだ明確ではございませんし、そういう財源の問題においても相当心配をいたしております。

また、基本法ができた後に国民会議に全て任せて、その後、法制化をして道州制に進んでいくということは大変懸念がございまして、私たちは、道州制にはそういう意味からも反対という立場でございまして。

○前川収委員 町村会の皆さん、きょうはありがとうございます。私も自民党の中の一人でございます。自民党党本部が、特に国會議員団の皆さん方を中心に、道州制の意義をよく深くわからずに、何か言葉の流れというんですかね、そういう今日的な道州制を言っておけば何か安心感があるみたいな、今日風だというような流れの中で動いているようなふうに見えて、非常に懸念を持っている人間の一人でありますし、全国幹事長会議等々で拙速なことはやめろというような意見も述べてきた経緯もございまして。

そういった中で、道州制特区というのは北海道にできておまして、事実上、北海道はもともと1州しかないわけでありまして、そのままでもできるわけで、特区としての活用がなされておまして、6年ぐらい前だったと思いますけれども、この委員会でも一回北海道に視察に行ったことがあります。そのとき町村のほうに参りまして、どう見えているかという話をしたんですけれども、当時はですね、ほとんど道州制特区になっている意義

は見えないという状況でありました。今もどうなっていますかと聞いたら、ほとんど変わってないということでありました。

ただ、その中で出た意見で、平成の大合併のときに、いわゆる基礎自治体の力をつけなければいけないという行政のさまざまなニーズに応じていくために、基礎自治体をしっかりしなければいけない、そのためには結局、合併をして力をつけていただきたいという話が前提にありながら、あのときはかなり強引に、あめとむちじゃありませんけれども、あめをぶら下げて合併しなさいという話があった。しない町村に対しては垂直管理、水平管理、それぞれ隣や県が管理するという、そういった脅し文句も含めてあったわけですが、結局その管理の話は、今は何もないという状況になっています。

その後ずっと流れとして分権をやってきて、国から県、県から市町村へという流れがずっとあっておりますが、その分権もいい分権と悪い分権があって、私はいつもこの委員会で議論しているんですが、本当に市町村に必要な権限はちゃんと渡しているのか。それから市町村行政を運営していく上において、余り関係のない、年に1回か2回申請があるかないかわからないような権限まで渡して、そのために職員の皆さん方に専門的な勉強もしていただいて、どこでもそうなんですけれども、そんなにたくさん職員はいらっしゃらないから、事務は兼任してもらいながら市町村に分権したということを声高々に言うことよりも、逆にそういうのは県が持っている、そして県のほうで市町村のほうからの権限は権限として渡しながらも、裁量は市町村にあるけれども事務はこっちでやりますよと、そういう逆にやるような方向もやったらいいんじゃないかという話もしております。

実は北海道で、もう6年前だったと思いますけれども、その話が出たんです。無理やり権限移譲と言われたって、市町村は要らない

というもので押しつけられる。そういうのは、裁量はこっちにあっても事務は県でやってくれという、そういうものがたくさんあるということで。つまりそういうことを進めていくと、今の市町村の形態のままで、行政事務を効率的にやっていくという前提でいけば、仮に分権じゃなくても、市町村にやらなくても、もっと効率的な部分というのはあると思うんですね。余りにも話の流れが、何でも分権、分権、分権と要らないものまで分権と言われてしまう。そうじゃなくて、もうちょっと冷静になって、市町村で必要な権限はこれですと、これはもう県でやっておいてもらわないと。例えばコンタクトレンズ等の販売業等の許可を出すのに、そんなにたくさんないのに、それを市町村に出すとか、そういうことまでやる必要が果たしてあるのかなという疑問を、この委員会の中でずっと感じていました。直接、道州制とは関係ないように見えますが、実は道州制の前提は基礎自治体がいかにしっかりとすること、これはもう大前提です。

それから、皆さんから見ても、我々から見ても、国と地方の構造というのは、国、県、市町村が、国、道州、市町村にかわるわけで、3層構造というのは道州制になっても変わらないというのが大前提であって、そこに合理性が果たしてあるのかという部分について疑問に思っていらっしゃることも、私自信全く同感であります。今言った権限移譲とか、地方分権という言葉遊びみたいなものの中で、分権をすることは、イコール道州制を目指すことなんだみたいな話とか、余りちょっと言い過ぎかもしれませんが、分権と言わない人は何か非常に後ろ向きな、改革派じゃない首長さんだったり議長さんだったりして、余り今風には受けないとか、そういう流れが少しあることが、非常に危険な部分があるなという思いを持っています。実際に市町村で運営をなさっていらっしゃる首長さ

ん、それから議会の皆さん方に、今私が言いましたような押しつけ的な分権と、本当に必要な分権、要らないものもあるというようなところはどうか感じになっていらっしゃるのか、ちょっと聞きたいなと思って質問させていただいております。

○松尾参考人 今、前川、自民党の幹事長ということで、先日、県のいろいろな議論の場所を設けていただきました。

その中でもちょっと発言しようかなとは思ったのですが、ここに私たちが持ってきた4番の道州制基本法案骨子案という部分で、全ての文言が私には非常に納得いかないというか、1番の出始めに、地方の時代と言われて言いながら、地方分権の推進、現在の地方自治体の仕組みのもとでは限界がきているというような表現があります。どこに限界があるのか。地方の時代だと言いながら、先ほど前川県議のほうから言われましたように、分権の言葉遊びみたいな気もします。一生懸命、他の自治体と切磋琢磨しながら暮らしているのが現状であります。その中段の中に、社会保障問題、それから道州制は次元の異なる地方自治体をつくるんだと。その異なる自治体というのはどんなものなのか。

私たちの町は、小さい5,000~6,000の人口の町ですが、限界集落と言われて、非常に頑張っって自分の先祖からもらった土地を守りながら水や環境を守るという一存の中に合わないけれども、田んぼや畑をやっているということをお年寄りが感じたときに、その地域の限界じゃなくて、私たちももう捨てられたいと、限界だというような危機感を持っておらしているのが現状です。

その中で、先ほど地方分権、この道州制の前にやることは、介護保険制度が要支援1、2が介護保険制度から排除される、それから要支援1、2、介護認定1、2はどこで見るとか指定もないまま、3以上が特別養護老人

ホームに入れるんだと。介護保険の予防事業は廃止して、その予防事業を要支援1、2は自治体で見なさいと。その職員の数で財源はどこから持ってくるのかということが、まず守られてこそ道州制の論議に入るのではないかなと私は思います。

ただ、この道州制に全てを反対するつもりはありません。ただ、知事がある新聞で、熊日新聞だったと思いますが、幸福度を増すためにという文言がありました。幸福度と言われると、先ほど言いました自分の生活、それから地域を守るために頑張っているあすの光を見ながら生きている人に言わせれば、幸福度とはやっぱり自分の生まれたところで何とか頑張っていくのが幸福じゃないかと。あなた方も僻地にいるけれども、限界集落にいるけれども、道州制にすればこういう幸福度があるんですよという数字でも示してもらえらなら、もろ手を挙げて賛成にいきたいと。そういう説明もないまま、先ほど町村会のほうから言われましたように、いろいろな予算の配分についても厳しい部分があります。町村も31町村がありまして、人口が合計約30万程度の町村ではありますけれども、やっぱりそういう限界集落を抱えた町村が多うございます。それで、一概に社会保障、教育、それから地方自治体をこれからの意図する自治体をつくるんだという部分が、もしこの特別委員会であるのであれば、教えていただきたいなということです。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○河津参考人 県の町村会の副会長をしています河津でございます。

今、前川県議が言われました、権限を移譲してもらうために自分たちが欲しい権限と実際国から来る権限は違いがありはしないかという話の中で、今議長会の会長さんが言われ

たとおり、介護保険の今度の各自治体に権限を渡すみたいなことを言っているけれども、それは私たちが望んだことではなくて、国の社会保障費を切り捨てるために、その各自治体でできるサービスをやりなさいというようなことなんですけれども、そうすると本当に格差が出てくる。我々みたいに小さいところじゃ、なかなか財源的にも厳しくて、できるサービスも、今までやってきたサービスもできなくなるということになりますから、そういったものはやっぱり国、県で見たいなと。それで同じ国民の平等性というのも認められることになるかと思うんですが。そうでないと、各自治体に、それぞれ自治体の裁量でやりなさいとかいうと、絶対サービスに差が出てくるという気がしますので、その辺は国の社会保障費を切り捨てるためにということでは、何か本末転倒じゃないかなという気がしております。

○溝口幸治委員長 ありがとうございます。

○大西一史委員 きょうは貴重な時間を割いて来ていただきまして、ありがとうございます。委員をしております大西でございます。

私も、この問題は県議会本会議でも、委員会でもずっと取り上げて、問題点があるということで指摘をしてきたほうです。推進をしると言ったことは、多分一度もないというふうに思います。

それで実は、この委員会でも議論をする中で、委員の皆さんとも意見交換をしながら、本当は自治のあり方を考えるためにどうしたらいいんだろうねということで話がなかなかきかないのに、どうも規模の話とか、グローバルにすれば、広域化すれば競争力が増えますよとか、道州制導入の目的が経済的自立とか、国際競争力とか、規模拡大のほうに重点が置かれている嫌いがあって、これはやっぱりちょっと。この前、実はこの委員会でも

視察に行きまして、推進派の学者の方、慎重派の学者の方、それから推進をしている与野党の国会議員の先生方からいろいろお話を聞いたんですが、やっぱりその中でも、どういう自治の姿にするかということは、実は明確に聞かれなかったんですね。そういう意味では、我々はせっかくこの委員会をつくって、平成19年からずっとみんなで議論をしていく中で、逆に言えばいい意味で深まった部分、先ほど前川委員がおっしゃいましたけれども、権限を移すにしても、そういう町村側のいろいろな立場に立ちながら、お互いに相互で補完し合いながらこれやっていくというのが本当の自治なんだという、そういうところにあるんだろうというふうに思っています。

ちょっとお尋ねで確認ですけれども、町村会のほうで反対の決議をされたのは、そもそもこの基本法の提出自体が反対ということではよろしかったでしょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）ですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）要はこの法案自体を出すなということが町村会の意思だということではよろしいですか。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）はい。

それが1点と、それからもう1つ町村会の方にお尋ねしたいのは、議長会の皆さんでもどちらでもいいんですが、町民、村民の皆さん方がこの道州制に対する意識というのは必ずしも高くないというか、関心がそんなにないんじゃないかなと。いろんなアンケート調査も全国のやつを見てもみませんとないんですが、実感としていかがかなというのをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○松尾参考人 関心のない人は、そら何だ。関心のある人は、また命令を上から押しつけるようなことを、やりやすかごとするとだろうなというのが実感です。それ以外の財源とか、そういうものの話はありません。関

心のない人は、道州制とは何だ、北海道が幾つできるのかみたいなあれですけども、ちょっと関心のある人は、また上から半命令的に押しつけという、やりやすさを求めた制度ではないかなと言われる方もいらっしゃいます。決して道州制を「そら、よか。」と言う人は聞いたことはありません。

○荒木参考人 道州制について住民の考え、あるいは意識はどうかということですが、あつても、今、松尾会長がおっしゃるように、住民の中には道州制というのは、ほとんど関心がないというのが現状だろうというふうに思っておりますし、道州制について関心を持って議論するのは、首長そして議会の皆さんだろうというふうに思っております。道州制に移行する上におきましては、本当に道州制の必要性というのを国民が感じるような国民的議論が必要だろうというふうに思います。

そういうことで、与党におかれましては、やはりそのために基本法をという考えだろうというふうに思っておりますけれども、もっと丁寧な議論、国民的な議論をし、そして機運が高まったときにそういう基本法というのをつくっていただいて、国民会議あたりで議論していただくという、みんなの理解というのがまず前提になるのではないかとこのように思っております。やはり道州制ということになりますと、さっきおっしゃいましたように国、道州、基礎自治体ということになります。

それで、基礎自治体というのがどの程度の規模というのが求められているのかというふうに考えますと、今度、道州制の基本法の中で都道府県の廃止とか、国民会議で議論した後、理念というのが速やかに変わったということですが、やはり、そのところの規模というのは、国の事務を一定規模、道州が受けて、そして基礎自治体は、市

町村と県の事務を受けるとこのことを考えますと、20万以上ぐらいの基礎自治体が求められるのではないかと。そうなるとう村というはなくなってしまうし、先ほど申しましたように、道州あるいは基礎自治体と住民の距離というのは、ますます遠くなって、きめ細かな行政が求められる時代に逆行するのではないかとこのように、我々は考えているところでございます。

○大西一史委員 追加で済みません。また、その辺も含めてなんですけれども、我々もいろいろ議論する中で、学識者とかいろんな方からも話を聞いていて、やっぱり都道府県の規模じゃ小さ過ぎるというようなことも、実はこの前ヒアリングの中で出てきたんですが、私は必ずしもそうではないなというふうに思っています。

どっちにしても、州政府になって広域になったからといって、市町村のいろんな補完ですよね。特に町村、小さな町村に対するいろんな補完が今よりもきめ細かになるとは、私はちょっと思えない部分があるんですが、現在の今の都道府県の体制で狭いというか——まあ広い狭いの話をするにあれですが——機能として不十分なのかどうなのか、その辺の部分の見解というのはどうでしょうか。

例えば地域振興局がそれぞれあって、しょっちゅう町村の皆さんと色々なやりとりをさせていただいているというふうに思うんですが、その辺の機能について、御不満な点もあるかもしれませんが、どう評価をされているのかということをお聞かせいただければというふうに思います。どなたでも結構です。（「後ろに県庁職員がおるけん。」と呼ぶ者あり）ああ、そうか。県庁職員がおると、なかなか言いにくいかな。

例えばこれが道州政府という形になってしまつと、恐らくこれは多分、熊本地域振興道

州政府の出先が県庁になって、そのまた出先が地域振興局になってということで、ある意味では統治が集中していくというようなことで一極集中に、さっきおっしゃったように、私は分権じゃなくて新たな集権につながる部分があるんじゃないかなというふうに思うんですね。だから、そういう意味では今の体制でも特におかしいということではないという理解でよろしいんですかね。その辺はどうかなど。

○河津参考人 今の県の範囲というか制度的には、我々としては別に不便を感じていませんし、今のままで何が悪いのかというのがよくわからない。県があって、我々市町村があってということで、何でそんなに悪いのかなと。逆に言うと九州道——九州道なのか、九州州になるのか——になったときのメリットというのがどうなのかなと。そのときに、仮に熊本県としたときに、熊本市が州都ということであればいいということで、じゃ、もし州都にならなくて福岡あたりが州都になったとしたときに、何のメリットがあるのかなという感じはしますし、そういう点でわざわざ九州という州にするのが、何のメリットがあるのかなという気もします。それから先ほど、うちの会長が言いましたとおり、基礎自治体の規模というのをどの程度に考えているのか、一説によると20万人ぐらい必要じゃないのかとか言われますと、20万人といたら、阿蘇郡市を合わせても今6万7,000から6万8,000人ですよ。20万人といたら菊池、山鹿、それはもう州を越えて、県を越えてということになると大分県に、我々は大分県に近いですから大分の市町村と一緒にいいのかという話になると、それでも今の大分県は市にほとんど合併してしまっているから広いんですけれども、それでも相当広がって、住民は自治体としての認識ができるのかなという気はしますね。やっぱり、ある程度

の、こういった規模を考えているのかもまだ今のところわかりませんが、面積的には相当広くなるのかなという気はします。そうすると、住民にとっては不便さこの上ないんじゃないかなと思います。

○松岡徹委員 松岡でございます。

荒木会長、松尾会長の御意見に対し同感でございます。

私の意見を述べて、2点ほど質問をちょっとしたいと思います。

考える上では、道州制基本法案というのが出ていますので、やっぱりそれを対象に検討せざるを得ないと。

そこで、1つは州の問題で、基本法案では従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を有する地域経営の主体として構築すると、こうなっています。私は、この考え方は、1つは州と基礎自治体ということで大変遠くなる、乖離を生じるという面と、地方自治体、地方自治法に基づく地方公共団体の役割、任務といいますかね、そういうのとやっぱり中身的にかなり違ってくるんじゃないか。もっと言えば、地方自治体というよりも国の国家機構の末端みたいな州の性格といいますかね。そうすると基礎自治体や住民自治という点から見るとどうなるのかなと。これは限界集落という話もありましたが、今でも町村の方々が大変な苦勞をなさって地域を元気にしようと努力されているけれども、限界集落から絶滅集落がふえるということになりかねないというふうに思います。

それから2つ目に、基礎自治体は市町村の事務を処理するとともに、都道府県から移譲承継された、住民に身近な事務を処理すると。こうなりますと、お話があったように、20万なら20万というような、かなりの規模への町村合併の新たな大合併といいますかね。それから松尾会長もおっしゃったように、それは道州制という上からの路線によってそれ

が求められるということで、平成の合併のとき以上の深刻な矛盾が広がるんじゃないかなと。

それから3点目に、財源で、財源の偏在を是正するために必要な財政調整制度を設けるというようにはなっておりますが、交付税とか、肝心なその財源保障機能ですね、そういったことについては明記されてないんですね。議論の中では、当分の間は、過渡的措置として社会保障とか、義務教育とか、警察とか、消防についてはどうにかしましょうというような議論では出ているようですが、これだって平成の合併のときの特例措置と同じで、10年たてば、15年たてば、なくなってしまうばどうなるかということになりますので、そういった点では非常に懸念を持ちます。

この道州制の特別委員会では、私もたびたび申し上げて、全体の方向づけもなされていると思いますが、なぜ都道府県制度ではいけないのかという検証が必要じゃないのか。

それからもう1つは、平成の大合併の総合的、全面的な検証が必要じゃないかというようなことで、この特別委員会でも議論になりまして、県としても平成の合併の検証については、本格的に取り組むとなっているようがあります。

そこで、ちょっと伺いたいのは、2つの点での検証ですね。町村会から見て、あるいは議長会から見て、今もちょっと南小国の町長さんからもありましたけれども、都道府県でもいいんじゃないかと私は思うんですが、町村会から見て都道府県のあり方について検証するとか、平成の合併について県も検証するというので今準備しておりますので、町村会としてもそこら辺を一緒に協力して、よりよい検証ができればなと思いますので、その点についてお考えを伺えればと思います。

○岩田参考人 今、合併の話が出ました。う

ちが、平成16年に合併しようということで協議しておりました。しかしながら、町民からもう1回住民投票してくれと話が出ました。それで住民投票をしました。その結果、8割が反対だった。多分この道州制をしますならば……。

○松岡徹委員 御船でしょう。私も御船出身です。

○岩田参考人 多分、道州制につきまして住民投票するならば、9割以上が私は反対だと思っています。特に、今先生が言われたように、その前に、道州制前に、やはり合併の検証するのが先じゃなからうかと思っております。

私は、皆さんの会議録、議会の会議録を、毎回初めから終わりまで読みます。その中で、せんだって6月だったかな9月か、一般質問がこの道州制であっておったですね。その中に知事が、先ほどうちの会長が申しましたように、答弁の中に住民の幸せという話が出ました。また、せんだって私たちの議員の研修で、副知事のほうから、住民の幸せと挨拶がございました。住民の幸せは、道州制をするならばどういうことかと私は思っておる次第でございます。私は、道州制をする前に、先ほど申しましたように、ぜひとも合併の検証をしていただきたいと思いますと思っておる次第でございます。

○溝口幸治委員長 ありがとうございます。いいですか、松岡先生。

○荒木参考人 町村会は、道州制反対ということにつきましては、現状を肯定するという立場で道州制は反対ということで、いろんなそういう決議等がなされているというふうに思います。

○松尾参考人 今お尋ねがあつて、その町村議会という話が出ましたが、先ほど言いましたように、合併したところの精査が終わっていないのも1つですが、介護保険料にしても、自治体ではかなりの、今、県の後期高齢でも2,400億の予算の中で運営してやっている中で、そういう社会保障の制度そのものが不均衡な中に、どうして住民の介護、これから高齢化するであろう実情の中で、そういったものをまず整理——合併した自治体の精査も必要ですけれども——そういうものがまず基本的に行われて、小さい町であろうが、大きな市であろうが、横一線の部分が出てきてこそ道州制の意義があるんじゃないかなと。

基本法案の中に競争力という話がありましたけれども、競争できない自治体が、先ほど河津町村会の副会長さんが申されたように、これから先の社会保障費、特に介護保険の各自治体は大きな財政負担を強いられるという中で、私に言わせれば道州制なんていうところじゃないというのが本音でございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○毛利参考人 町村議会議長会の副会長、南小国町議会の毛利です。

今までのいろいろ論議がされておりますが、直観的に見たとき、骨子案も読んでみましたが、けれども、地方、特に末端中山間地とかいろんなところは、もう何か切り捨てというような感じが一番先にするわけですね。ところが、日本国土の面積から見ると、中山間地が60%から70%あるわけですが、私は、このことは何も考えておらずに、ただ国がいろいろ新しい発想をもって住民に呼びかけていろいろするというような、ただ何かパフォーマンスみたいな気がします。

それでまず、その道州制を導入するというならば、今、地方のほうにおいては、末端のほうにおいては、20万町村とか大義が言われ

ております。いろんなことが末端のほうにかけては言われておりますが、県はなくして町村をとというような方向できておりますが、では国としては何をするのか。まず国が、アメリカのように道州制に踏み切っておれば、国防とそれから国の守らねばならないところだけを残して、あとは全部、農水省も何もかも全部廃止しますよと。そして国会議員は半数以下に減らしますよと、そういうことが1つうたわれておって、あなたたちも守りなさいというならわかるけれども、上のことは何も言わず、下のことは全く考えていないような気がします。

だから、一般町民あたりの人たちが全く無関心というのが、私はそこにあると思います。ただ、ああ俺たちのところだけをもう切り捨てにかかっているなど。だから、私はこういうやっぱり道州制骨子案とかいろんなことが出てきたなら、その一番先に国会議員を何名に減らしますよ、財務省とそれから国交省と幾つかを国に置いて、あとの今の農林水産省とかは全部その地方へ導入、落としてしまいますよと、それで、国の職員は3分の1に減らしますよと。そういう頭が来なくて、頭は全く今のままですよ。あなたたちは、はい切り捨てなさい、はい、今の5,000、1万の小さい町村は、25万のところは合併しなさいと。そう言う阿蘇郡は菊池郡市と合併しなくてはしようがないというような、とにかく頭から押さえつけのような気がしますので、私は、町村は町村議会としては全く反対というのが、そこに1つはあると思っています。国はこうしますよと、こういうふうにしますよというモデルが1つも出てこない中で、末端だけを、あなたたちは、はい、こうしなさい、切り捨てますよと。こういうことだけにしか話が来てないから、私は非常にそのところに不信感を持っているところがございます。そういうところも、ぜひ上のほうへもやっぱり、いや下を切るならあなたたち

も自分たちも切りなさいよと、そして国が、減らしてきた骨子案を出してきたら、私たちも賛成か反対かを見きわめますよということ、私は希望的に持っていますので、その辺のところもよろしく願います。

○大西一史委員 今せっかく毛利副会長がおっしゃったので。

私もこの前東京へ行って国会議員さんたちと話しする中で申し上げてきたのは、この基本法の欠落した部分の中に、やっぱり中央省庁の一極集中を多極分散化するということ、もともとあるにもかかわらず、そこについての言及がほとんどないということ。

それからもう1つ、国会もどうせ減らさなきゃいけないんだからというお話を、口頭での説明はされるんですが、この法案の中に一切触れてないですね。だから、つまりそういうところがなしに、なし崩し的にこれをやろうということは、やっぱり少し、少しじゃないですね、かなり問題があるなというふうに私は思いました。ですから、その辺は法案としては、やるのであれば入れるべきではないですかということを確認したつもりだったんですが、そこを言うと、国会の中でもまとまらぬというようなことですね。それが本音なんだろうなというふうに私は思いました。

町村の皆さん、特に規模が小さい町村の皆さんが一番不安になっているのは、財源の問題ですね。財源の問題と、この財政調整の話で多分一番御心配なさっているんじゃないかなというふうに思いますが、そこがやっぱり一番の希望ということで、荒木会長どうですかね。

○荒木参考人 先ほどちょっと申しましたけれども、交付税にかわるものとして財源保障機能というのがどうなるのかということ、懸念しているところですね。そして、もう町村についてはこれまで簡素化、そしてスリム

化というのに取り組んできております。そういう集中改革プランのときに、結構、人も減らしておりまして、そういうことがあって、どうにか今そういう運営ができているんだというふうに思っております。

○大西一史委員 済みません。私ばかりいろいろしゃべって申しわけないんですが、やっぱりそういう財源の問題、財政調整、保障の問題も含めて、やっぱりそこがある程度見えないと——そのまま道州制基本推進法になるのかどうなるのかわかりませんが——国民会議で議論する中で、私は、だんだんこのところに対するカットがしやすくなる体制に持っていけるんじゃないかなという気がします。そういう意味では、総務省がやっているような地方交付税のような仕組みというのは、逆に言えば、これは道州制の仕組みの中で実はだんだん組み込まれていって、カットされやすいような方向にいくんじゃないかなという意味では、私はその辺もきちっと押さなきゃいかぬのかなというふうに思っています。

いずれにしても、そういう御不安があるということは、きょう非常によくわかったので、あとは今後また委員会の委員の皆さん方も議論しながら、国ももちろん、それぞれの各政党が公約として掲げていますので、当然ある程度検討しながらやっていかぬか。それから少子・高齢化、特にやっぱり人口減少に対してどう対応するかという問題意識では、これは推進派の方も、慎重派の方も一致した見解だったんですね。これは我々も、その人口減少の中でどういう自治をつかっていくかというのは大事なところだというふうに思っていますので、それはもう新たな仕組みとしてつくらないかぬと思います。とはいえ、今拙速にこれをやるべきかどうかということに関しては、我々県議会としてもいろいろ議論をしながら、逆に国に意見書なり

何なり出さなきゃいけないような状況になれば、それは適宜申し上げていくべきではないかなというふうに思っておりますので、そういう意見を持っているということを皆さん方にお伝えしておきたいというふうに思います。

以上です。

○松田三郎委員 委員の松田と申します。お世話になります。選挙区は、小さい町村が多い球磨郡でございます。どうぞ、よろしくお願ひします。

先ほど大西委員が確認されたこととして、私も質問の前提として、ちょっと意地悪な質問に、あるいは確認になるかと思ひます。

よく道州制の話をしますと、論者によっては、拙速に導入すべきではない、あるいは慎重に考えるべきである。じゃ、そういう方に揚げ足を取るようですけれども、拙速じゃないならいいんですか。ただ、この本日の資料の町村会や議長会の特別決議の文末を見ますと、いずれも導入に断固反対であると。ちょうどその間ぐらいに、今の基本法あるいは今の制度設計ならば反対であるというような方もいらっしゃる、ということは先ほど来、将来的に地方の心配がいろいろ上がってきて、そういうのを入れ込んで、ある程度みんなが理解できるよう基本法案なり制度設計になったら、そういう論者はいいと考えるのか、全て揚げ足を取るような感じですが、そういうのを前提にしますと、改めて確認でございますが、どういう制度になろうが、そもそも何が何でも道州制はだめなんだとお考えなのか、あるいは我々の不安なり心配がある程度解消されるのであるならば、将来的にちょっと考えてもいいなと、大きく言うとどつちなのかなと思ひましてね。

○荒木参考人 特別決議の案文どおり、町村会としては断固反対ということでございま

す。

というのが、先ほどから平成の合併があった後の検証がどうなのかという話があつておりますけれども、規模が大きくなったところ、それぞれ町村会で話を聞きますと、合併してよかったという町村はほとんどないというのが現状だというふうに思ひおまして、道州制は断固反対と、文面どおりとつていただいていいと思ひます。

○松尾参考人 総論も各論も反対です。

以上です。

○松田三郎委員 今のは、大変よくわかりました。

それで、ちょっと後列の執行部の方に情報としてお尋ねしたいんですけども、全国組織の地方六団体というのがありまして、大体、事の性質にもよりますが、通常いろいろなテーマに関して同じ歩調でいろいろな行動をなさる。県内でも、もちろんそれぞれの六団体、六団体とは知事、県議会議長、市長会長、市議会議長会長、そして町村会長、町村議会議長会長、これが以前は定期的にとつるか、不定期かもしれませんが、いろいろなテーマで話し合い、意見交換をなされているのが、かつてはあつたように記憶いたしておりますが、例えば道州制に関してとか、あるいは今ほかのテーマも含めて、たまにはあつていますか。

○小原企画課長 道州制に関しては、一緒に集まってやるという話は、今のところはないです。

○松田三郎委員 ないのもですけれども、ここ最近、あるいはもう前の知事とか、うちで言うと児玉議長とか、あのころ始まった県内の六者会談などであつたようなんですが。

○内田総括審議員 道州制の議論ですけれども、九州では九州地域戦略会議等々で、九州モデルをつくるというような議論もずっとあっておりまして、結構以前、盛んに議論をしていたことがありますし、今でもその議論は消えているということではないかと思いません。ただ、九州モデルが1つ……。

○溝口幸治委員長 いや、そこじゃなくて、県内の町村会の会長さんとか、市長会の会長さんとか、議長会の会長さんとかと、知事との六者会談が、昔あっていただけでしょう。そういう議論が今あっているのか。

○内田総括審議員 済みません。その中では余り具体的には——意見交換はこの間させていただきましたけれども、定期的な会議の中で道州制をテーマにということは、今あっておりません。

○溝口幸治委員長 それ以外のテーマでは、あっているんですか。——ないですね。今はないですね。

○松田三郎委員 そういうのも1つでありましょうし、我々から見ておりますと、冒頭委員長がおっしゃったように、何か県知事がああいう発言をなされると、県知事は非常に楽観主義者でございまして、我々とちょっといい意味で違う感覚もお持ちでございしますので、知事がああいうことをおっしゃると県議会も同じなんじゃないだろうかというのを、きょうは御理解いただいたと思いますけれども、もしかすると首長さんあるいは議長さん、県内の市町村議員さんの中にも、うちは特別委員会の中に道州制の名称をうたっておりますので、そういったのもあるのかなと。少なくとも県内の知事と市長会長、町村会長、市町村議会の議長会の方々と最終的に意見が一致しないこともあるかもしれませんけ

れども、知事が一体どういう心境で何を求めてそういう発言なさっているかというのは、やはり直にお話しになる、あるいは直に皆さんも批判なり意見なり要望なりと、そういう場がないとなかなかお互い不幸なことになるのかなと思います。ここで本当は、私も知事に今言いたいことは何かありませんかと聞こうかなと思いましたが、それはきょうはやめておきますので、ぜひ県執行部におかれましては、そういうのもちょっと頭の隅に置いておいていただいて、そういう機会を設けていただければと要望しておきます。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員 よく町長さんとか議長さんあたりは、よその県あたりとこういう話をされると思うんですが。一応、先ほど溝口委員長からもありましたけれども、熊本県はどっちというなら道州制に知事が一生懸命になっているので、何かよそのところから見ると、多分一生懸命取り組んでいるというふうに見られていると思うんですが、今言われましたけれども、実際のところどういうふうには、県自体が進んでいると思われているのか、ただ、こっちだけが動いているのか、どういうふうな感じで思われているんですか。

○荒木参考人 先ほど申しましたように、やっぱり関西と九州はそういう広域行政機構とか、あるいは道州制に前向きなんだという捉え方を、全国町村会のいろんな会長さん方ではそういう見方をされております。

そういうことから、先ほど申しましたように、ことしの5月に九州の全町村長集まって道州制の勉強会をし、そして緊急動議が出まして、道州制反対という決議に至ったというようなことで、九州はそうではないんだということを、私たちもそういう姿勢を全国にアピールしようというようなこともあって、九州全体の町村長集まって熊本で開催をしたと

いうことでございます。

○前川収委員 道州制問題の特別委員会をつくったときの最初の委員長が私でありまして、あのとき多分町村長にも1回お集まりいただいて、合併の評価と道州制をどう思いますかというのを、テルサで議論をやらせていただいたことを覚えていらっしゃると思います。

そもそも平成の大合併というのは、かなり国からの押しつけがあったという部分は私も認めておりますが、とはいえ最終的には、それぞれ旧町村間の議会の議決とかそういった手順論があったわけですね。

今度、非常に私が懸念している部分は、道州制を導入するというときには、地方の意見は全く関係なくて、法律で国会が道州を引くと言えば、それが可決されれば瞬時に、我々の意思は別として県はなくなり道州が置かれてしまう、法制度上はそうになってしまうという部分であって、これはもっと大きな、市町村合併どころじゃない強権的な形でのやり方ということがあるということが前提でありました。

ですから当時、平成の大合併を教訓としながら、道州制の議論が進む中で我々がその知識を持たずして、ただ単に国の言いなりになるということがあったはならないという前提の中で、道州制の問題をしっかりと勉強していこうという前提の中で、県議会は今日まで、この委員会ですべて勉強してきたわけでありまして。

実は、昨年までかなり議論があつておりました出先機関の廃止に伴う権限移譲の問題、広域行政機構をつくって、国がくれるものはいいただきますみたいな話があつて——全国統一じゃなかったですね、あれは関西と多分九州だけがもらおうかという話をしていましたけれども——それもこの中で随分議論をさせていただきました。最終的に結論を得るまで

もなく、つぶれていったという議論が経過としてはあつておりました、我々もしっかりそのことについては基礎的な知識を持たずして国の言いなりになってはならないという前提で、最初からノーじゃくな、いいものであればやりましょうと。しかし、そうじゃないならばノーだということの基礎的な部分をちゃんとわかっておかなければいけないということで、もう6年ぐらい続けていく中で、かなり成熟した議論が、ほかの国会議員の皆さん方にも負けないぐらい、この委員会の中で議論を進めてきております。幸い今国会には法案提出はないということではありますが、我々県議会委員会の中でも委員長と相談を、それから委員の皆さんの御意見も聞きながら、法案提出等々のそういったタイミングを見ながら一定の意思表示ができるような準備は十分できているというような状況だということだけは——多分皆さんもそこには間違いのない話だと思っておりますので——私のほうから意見として言わせていただきたいと思います。

道州制問題等調査特別委員会は、道州制を推進する委員会じゃなくて、両面からしっかりと検証していくと。ちゃんと検証した結果も出さないかぬという前提で考えております。

○松岡徹委員 町村会のホームページを拝見しておりましたら、11月19日ですか、町村会の正副会長で地元選出の国会議員への要請をされているというのが載っていますが。（「はい」と呼ぶ者あり）その辺の感触と申しますか、お会いになってどんなものだったかなと、お話しできるならば伺おうかなと思います。

○荒木参考人 町村会が11月19日に、県選出国会議員の方々に要望したのは、道州制の問題ばかりでなくて、全国町村長大会でいろんな決議がなされました。そのことについて各

県の町村会で県選出の国会議員に要望しようということで、私と河津副会長、そして事務局で回ったところでございますが、国会議員の先生もほとんど忙しくて、直接お会いできた先生方がほとんどいっしょになかったというようなことでございますので、要望書を国会議員の先生の事務所をお願いしてきたところでございまして、感触というものはございません。

○松岡徹委員 写真では、3人ばかり国会議員と載っていた。

○荒木参考人 ああ、そうですね。それぞれお忙しかったものだから、内容までは話しておりません。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○田代国広委員 先般、この委員会で東京に研修に行ったんですけれども、さっきちょっと前川先生もおっしゃいましたが、私の予想以上に、この議論が深く静かに浸透しているなということを感じたんですよ。話を聞く中で、来年の通常国会に提案される可能性がなきにしもあらずというようなことをちょっと聞きまして、大変心配をしているところであります。

町村会や議長会の特別決議も全く同感であるわけございまして、実は今度の10日の日に道州制について一般質問しますので、時間が許されれば、ぜひ傍聴していただければと御案内申し上げておきます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

今、東京でという話がありますけれども、大学教授から推進のお話と、それから慎重な姿勢のお話を聞いて、翌日に自由民主党、公明党、日本維新の会から、それぞれお話を聞きました。これはあくまでも道州制に

ずっと深くかかわっている方の話ですが、かなり細部を詰めて法案づくりをされているというのは事実としてあります。ただ、それが例えば自由民主党の中で党内議論として、全ての国会議員の方々がその同じ情報をお持ちかということ、自民党の場合は大きく差があるようですし、ほかの政党についてはちょっとよくわかりませんが、そういう状況ですね。

ただ、皆さん方がおっしゃっているのは、今地方との調整中で、地方の意見をしっかりと聞かないと法案はまとまらないというお話をされてきました。それが今いろいろ出ている東京での我々の研修ということですよ。

はい、ほかにございませんか。

○重村栄委員 質問とかじゃなくて、情報として私が経験した中でのお話をさせていただきたいと思います。

前川先生もそうだし、溝口先生もそうなんですけれども、九州各県議会議長会に九州・沖縄未来創造会議がありまして、各県議会のお話とかいろいろ出ているんですけれども、その中でも道州制の話とかが話題になっております。

溝口先生の前の委員長を私がしてございまして、その関係で出席をしていたんですけれども、九州内でもすごく温度差があります。道州制の話がすごく進んでいるのは福岡県と熊本県だというふうに認識しています。福岡県は、割と積極的です。熊本県は、さっきから話があったとおり是でも非でもない、慎重にきちっと把握しておかなければいけないという立場をとっていますので、私もそういう立場で発言をしています。前川先生も同じ発言をずっとされていますので、熊本は余り変わらないと見ています。ただ福岡県は、少し走っています。ほかの県は、まだ我々の土俵に乗れるような状態じゃないんです。道州制とはそもそも何かという議論から始めないという来れない状況にありまして、今少しず

つ、それがされている状況です。同じ土俵でちょっと話がしづらいような環境でしたので、そういったのを話題にするのであれば、同じ土俵で話せるように各県ともいろんな勉強を進めてくださいよというお願いをした経緯がございます。それが今の九州内の各県議会の状況かなという感じがします。

それからもう1つ、全国の都道府県の県議会議員の研修会がありますが、その研修会の中で広域行政ということについての分科会がありまして、私はパネラーで出席をさせていただきました。私ともう一方、京都府議会の議員さんがパネラーで出席されましたが、京都は広域連合でされています。それで、そのお話をいろいろ聞かせていただいたのですが、京都もその広域連合を通して、道州制を決して目指していないと。何をしようとしているかということ、広域でできるものは広域でしょうという感覚でしかありませんと。だから、今のところはあくまでも広域行政の一環としての捉え方しかしてない、決して道州制を目指すものではないと。具体的に今幾つか広域事業をされていますけれども、それはあくまでも広域でやれるものをやろうという感覚ですよということで、関西広域連合の中にもかなり温度差があります。橋下さんが知事の時にごく走っていましたが、そういうスタンスとまた違うというのが各議会であっているみたいでして、必ずしも九州が広域行政機構を通して一つにまとまっているわけでもありませんし、関西広域連合が一つにまとまってやっているという感触でもないというふうに、私自身は受け取っています。その中でも質問を受けたんですけれども、熊本としては知事が前のめりで走っているの、県議会としてブレーキをかけている状況でありますというお話をしています。外から見ると熊本は走っているような、議会としても走っているようなイメージを受け取っていらっしゃる方は結構多いようですけれども、決してそう

じゃないですよというコメントだけは出しているところでは。

一応、情報としてお伝えしておきたいと思えます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

そちら側からありませんか。

なければ、これで意見交換を終了したいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、これで意見交換を終了いたします。

本日は大変お忙しい中にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

きょうおわかりいただいたと思えますけれども、平成19年から約6年、議論を続けておりますが、本当に地方に軸足を置いた、推進でもなく反対でもなく、国から示されたときにきちっと地方の立場として意見が言えるようにという議論を積み重ねてまいりましたので、恐らく皆さん方にもきょう御理解をいただいたというふうに思います。

ただ、先ほど申しましたように各党間で議論がかなり綿密にやられているのも事実でございますので、今後とも皆さん方としっかり情報交換をしながら、時期によっては意見書を提出したり、あるいは我々からいろいろ提言することがあったら提言したりということ活動を続けていきたいというふうに思いますので、今後とも気軽に私どもに御意見・御提言をいただければというふうに思います。

お忙しい中にお席いただきましたことを心から感謝を申し上げまして、本日の委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後3時16分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により

ここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長